

行政情報一部開示決定通知書

向 谷 正 夫 様

(実施機関名)

世田谷区長

大 場 啓 二



平成14年2月8日に請求がありました行政情報の開示につきましては、世田谷区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり行政情報の一部を開示することに決定したので、通知します。

行政情報の件名又は内容	別紙のとおり
開示しない部分及び理由	別紙のとおり
開示の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴
開示の日時	平成14年2月25日（月） 午前 時 分から 午前 時 分まで 以降 午後 午後
開示の場所	区政情報センター
世田谷区情報公開条例第12条第2項に該当する場合の行政情報の開示をすることができる時期 ※	平成 年 月 日 以後であれば非開示とした行政情報の全部又は一部を開示することができます。当該部分につき開示の請求をする場合は、同日以後改めて請求してください。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 世田谷区長 に対して異議申立てをすることができます。

※ この欄は、あらかじめ1年以内に開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示できる場合に記入します。

- 備考
- 1 当日は、この通知を係員に提示してください。
 - 2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。

(連絡先) 世田谷区総務部区政情報課
電話 (5432) 1111 内線2097～8